

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和八年二月九日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先是、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

◎東京都告示第三十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」といふ。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

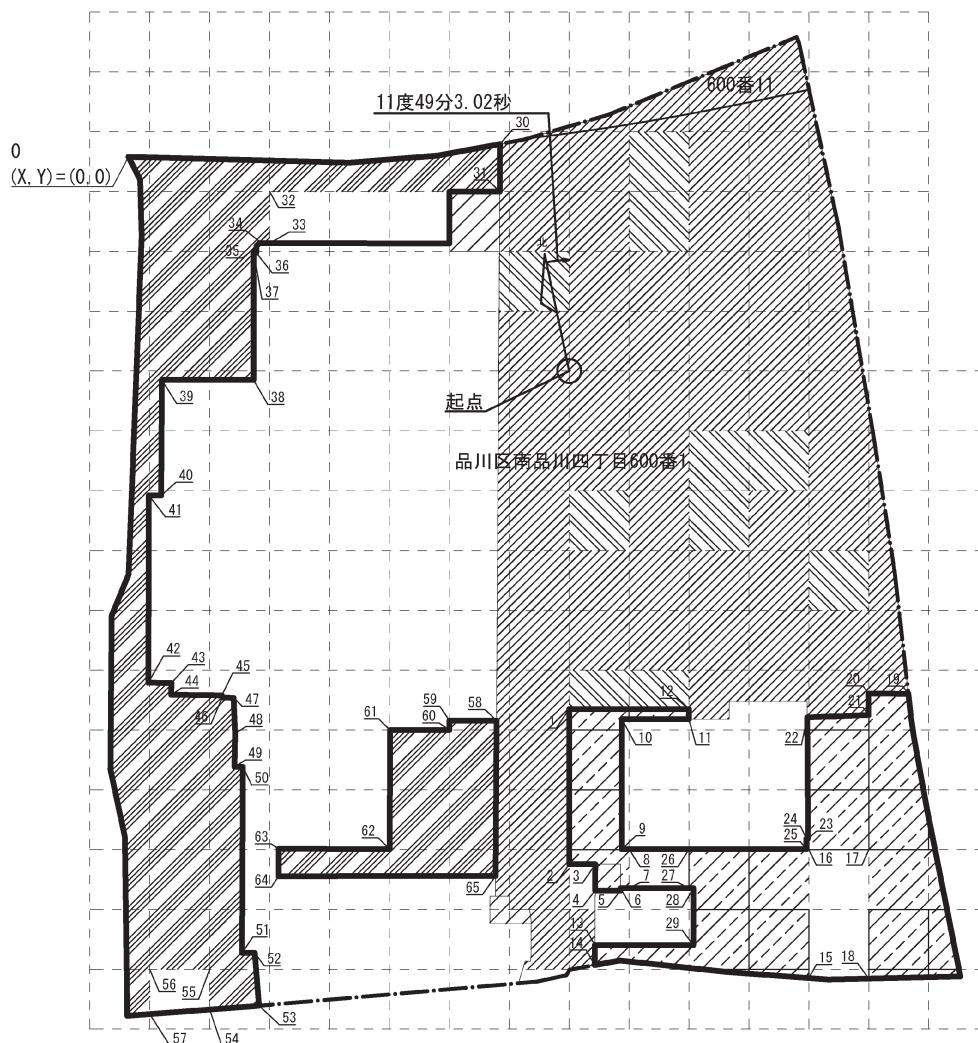
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区南品川四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

(二) 記載事項

別図



公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和八年一月十九日

東京都知事 小池百合子

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

八王子市中野山王二丁目二千八王子市中野町二千七百四
三十三番一、二千五十四番二、十八番地四
同番三、二千五十五番一及び レオ・ハウジング株式会社
同番二 代表取締役 横山瀬如

発行 東京都
電話 ○三(五三三二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクルができます。